

公共下水道のあらまし



厚 岸 町

令和8年6月発行

目 次

● 下水道について	
✚ 下水道のしくみ	1
✚ 下水道の役割とその効果	2
● 受益者負担金について	
✚ 受益者負担金制度	3
✚ 負担金を納めていただく方	3
✚ 負担金を賦課する時期と対象となる土地	4
✚ 負担金の徴収猶予	4
✚ 負担金額の減免	4
✚ 負担金の額と計算方法	5
✚ 負担金の納入方法と時期	7
● 指定工事店について	
✚ 水洗化工事は『指定工事店』へ	8
● 便所の水洗化と排水設備について	
✚ 水洗化工事について	9
✚ 水洗化工事の手順	10
✚ 排水設備の設置時期について	10
● 水洗化等改造工事補助金について	
✚ 水洗化等改造工事補助金交付制度	11
✚ 補助金を受けることができる方	11
● 水洗化等改造工事資金貸付について	
✚ 水洗化等改造工事資金貸付制度	12
✚ 貸付を受けるときの要件	12
✚ 連帯保証人の要件	12
● 下水道使用料について	
✚ 下水道使用料	13
✚ 水道料金と下水道使用料	14
✚ 下水道使用料の納入方法	14
✚ 下水道使用料の減免	14
● お知らせとお願い	15

は じ め に

公共下水道は、厚岸町の基幹産業である水産業の生産の場である厚岸湾や厚岸湖を汚濁から守り、清潔で快適な生活環境づくりに欠くことのできないものです。

当町では、平成３年度から公共下水道事業に着手し、下水道管の整備や終末処理場の建設工事を行い、平成８年１０月から湖南地区で下水道の供用を開始しました。その後も工事を進め、下水道が使用できる区域の拡大を進めてきましたが、下水道が使用できるようになってから２９年が経過し、新たな建設を進める時代から維持管理の時代へと変化しています。

下水道施設については、老朽化する施設の事故を未然に防ぐためカメラ調査を実施し、老朽度や重要度を考慮して優先度の高い順に更新を行うことで、世代間の負担の公平性を確保しながら効果的な整備を進めており、皆さまからいただく「受益者負担金」や「下水道使用料」は大切な財源となっております。

そこで、公共下水道に係る「受益者負担金」、「下水道使用料」、「水洗化工事助成」等のあらましを作成しましたので、ご一読いただき、公共下水道事業の推進にご協力くださいますようお願い申し上げます。

下水道について

下水道のしくみ

家庭で使う、お風呂、洗濯、トイレ、食事の支度、掃除などから出た生活排水（汚水）は、市街地の道路に埋設された下水道管を通して、終末処理場まで運ばれます。

終末処理場に運び込まれた汚水は、いくつかの施設を通りぬけ、微生物（バクテリア）が汚水中の汚れを食べ、汚泥ときれいな上澄み水に分けられます。汚泥は肥料になり、上澄み水は消毒処理して、再びきれいな水になり川や海に放流されます。

下水道は、美しい自然環境を守り、快適な生活を営んでいくうえで欠かすことのできない重要な施設です。



下水道の役割とその効果

● 浸水の防止

雨水はすばやく排水溝に流します。

低い土地での浸水がなくなり、住宅への浸水なども防ぎます。

● 生活環境の改善

生活排水が住宅のまわりに溜まると、いやな臭いや蚊・ハエなどの発生原因となりますが、これらが解消され快適で衛生的な生活が送れるようになります。

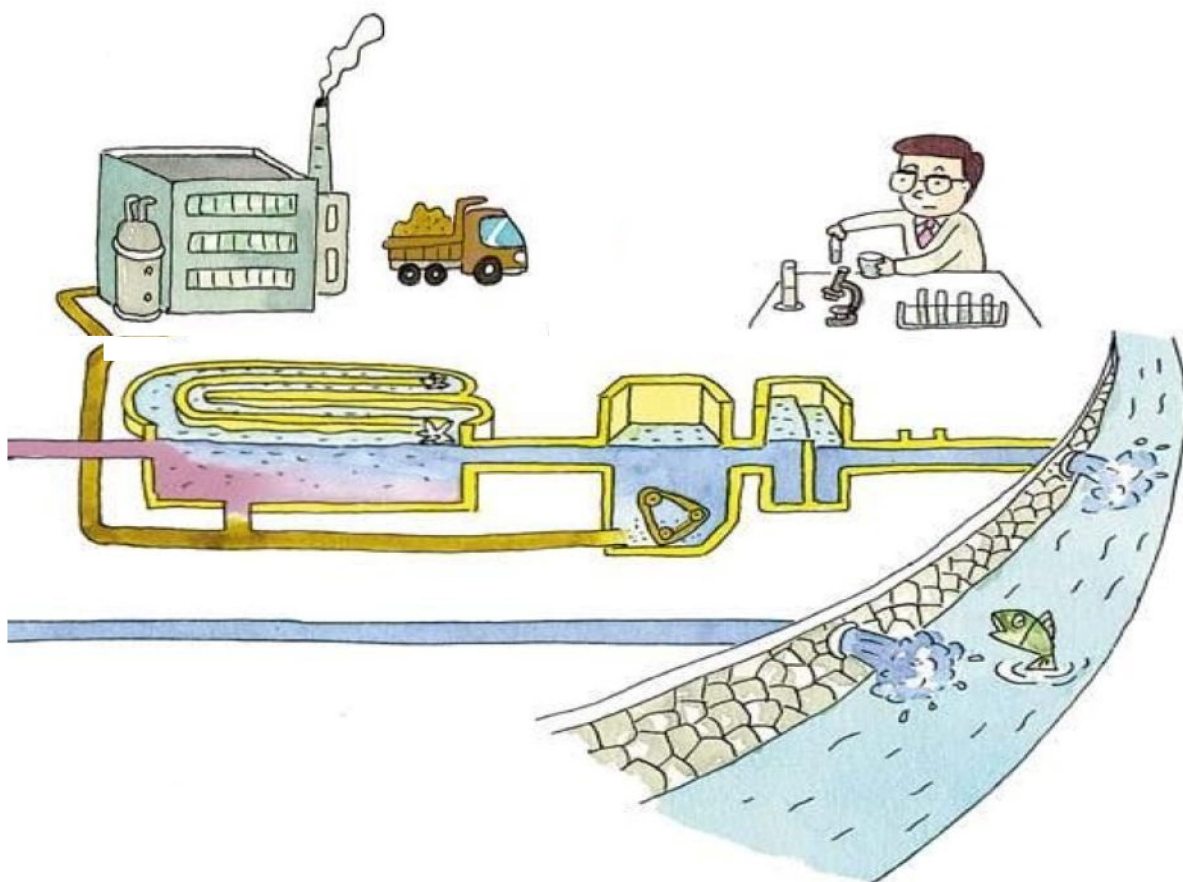
● 川や海の水質汚濁防止

汚水がきれいな水になって河川や海に流れるので、海や川を汚しません。

大切な魚や、カキ、あさり、ホッキなどにも良い環境が保たれます。

● 水洗トイレの利用

悪臭のないさわやかな水洗トイレが使えるようになります。



受益者負担金について

受益者負担金制度

下水道が整備されると、生活環境が向上し、土地の利用価値が上がります。しかし、こうした利益を受けるのは、下水道が整備された区域の方に限られます。

もし、下水道の建設費を税金だけでまかなおうとすれば、下水道がない区域の方との間に不公平を招くことになります。

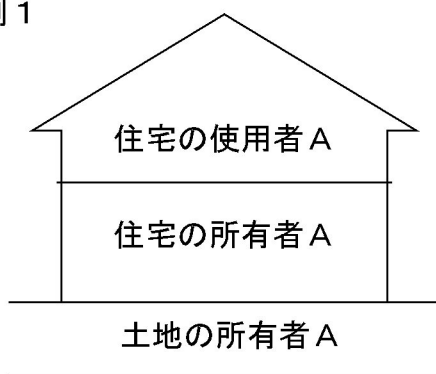
そこで、下水道の整備によって恩恵を受ける方に、建設費の一部を土地の面積に応じて、ご負担いただくのが「受益者負担金制度」です。

負担金を納めていただく方

受益者負担金は、原則として下水道が整備された区域内に土地を所有している方が「受益者」となって納めていただきます。ただし、その土地に賃借権、地上権などの権利をお持ちの方がいる場合は、所有者と権利者の話し合いで受益者（負担する方）を決めていただくこともできます。

●図解すると次のようになります。

例 1

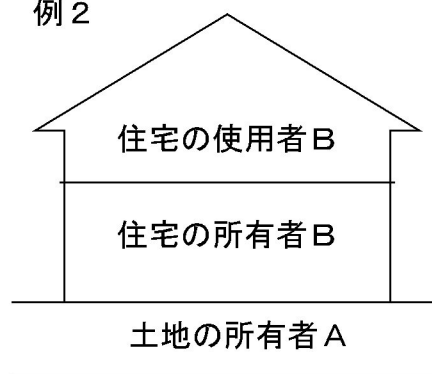


Aさんの土地に
Aさんが家を見て
Aさんが住んでいる



受益者はA

例 2



Aさんの土地に
Bさんが家を見て
Bさんが住んでいる



受益者はA

(AさんとBさんの話し合いによってはB)

負担金を賦課する時期と対象となる土地

受益者負担金を納めていただく区域が決まると「賦課対象区域」として告示し、皆さんにお知らせいたします。

告示された賦課対象区域内の土地は原則すべて負担金の賦課対象となります。

負担金の徴収猶予

災害などで受益者負担金を納入することが困難であると認められる場合や土地の状況により負担金の納入を一時的に延ばすことができる制度があります。

猶予できる「土地の状況」には宅地化するまでの農地や干場、雑種地、原野などが該当します。また、設置義務家屋等の賦課認定地の面積が基準面積を超えるときは、賦課対象地の面積から賦課認定地の面積を減じた面積が該当します。

猶予を受けるには、いずれも申請が必要です。

※設置義務家屋等	→ 排水設備又は水洗便所の新設、改造、増築等の設置義務が課される家屋等 (例：住宅、アパート、店舗、海産物加工場等)
※賦課認定地	→ 設置義務家屋等の建築面積の2.5倍の面積
※基準面積	→ 300平方メートル
※賦課対象地	→ 受益者ごとの賦課の対象となる土地

※ 猶予された土地に設置義務家屋等を設置した場合等は、受益者負担金が発生します。

負担金額の減免

土地の用途や受益者の状況により、負担金の額を減免する制度もあります。減免されるのは次のような場合です。減免を受けるには、いずれも申請が必要です。

- (1) 国又は地方公共団体が公用に供し、又は公用及び公共の用に供することを予定している土地に係る受益者
- (2) 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）により保護を受けている受益者又はこれに準ずる特別の事情があると認められている受益者
- (4) 事業のため、特に費用の一部を負担し、又は土地若しくは物件を提供した受益者
- (5) その状況により受益者負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者

負担金の額と計算方法

受益者負担金の額は、 1 m^2 あたりの単位負担金額に土地の面積を乗じた額です。

単位負担金額	1平方メートルあたり 330円
--------	-----------------

土地の面積と建築面積に応じて次のように計算します。

●土地の面積が基準面積より大きい場合

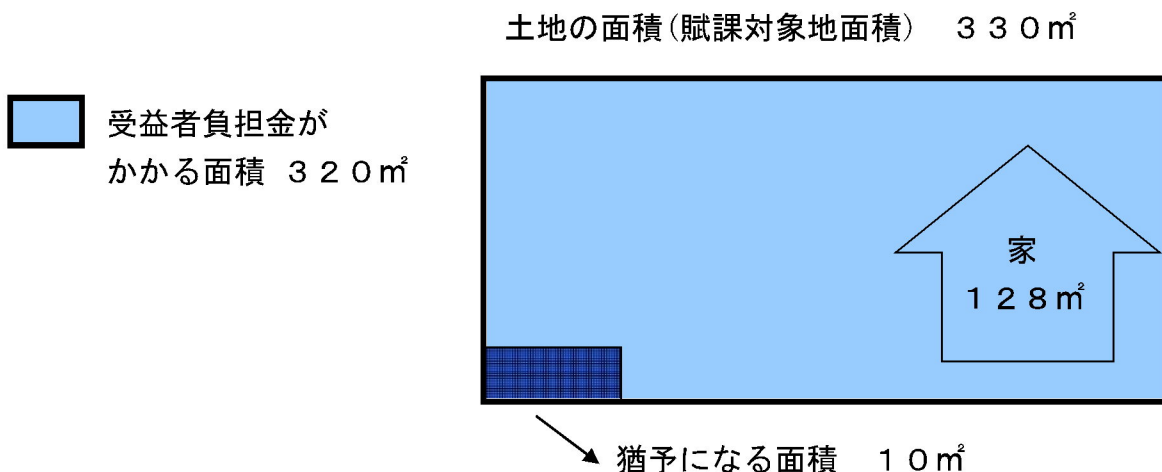
〔例1〕土地の面積(賦課対象地面積) 330 m^2 (約100坪)
 家の1階部分の面積(建築面積) 128 m^2 (約40坪)

$$\text{賦課認定地面積} \quad 128\text{ m}^2 \times 2.5 = 320\text{ m}^2$$

✚ この場合は、賦課認定地面積が基準面積の 300 m^2 を超えるので、猶予面積は次のように計算します。

$$\begin{array}{rclcl} \text{賦課対象地面積} & - & \text{賦課認定地面積} & = & \text{猶予面積} \\ 330\text{ m}^2 & - & 320\text{ m}^2 & = & 10\text{ m}^2 \end{array}$$

✚ 受益者負担金の額は、次のように計算します。
 $(330\text{ m}^2 - 10\text{ m}^2) \times 330\text{ 円/m}^2 \div \underline{105,000\text{ 円}}$ (千円未満切り捨て)



〔例 2〕 土地の面積(賦課対象地面積) 330㎡(約100坪)
 家の1階部分の面積(建築面積) 99㎡(約30坪)

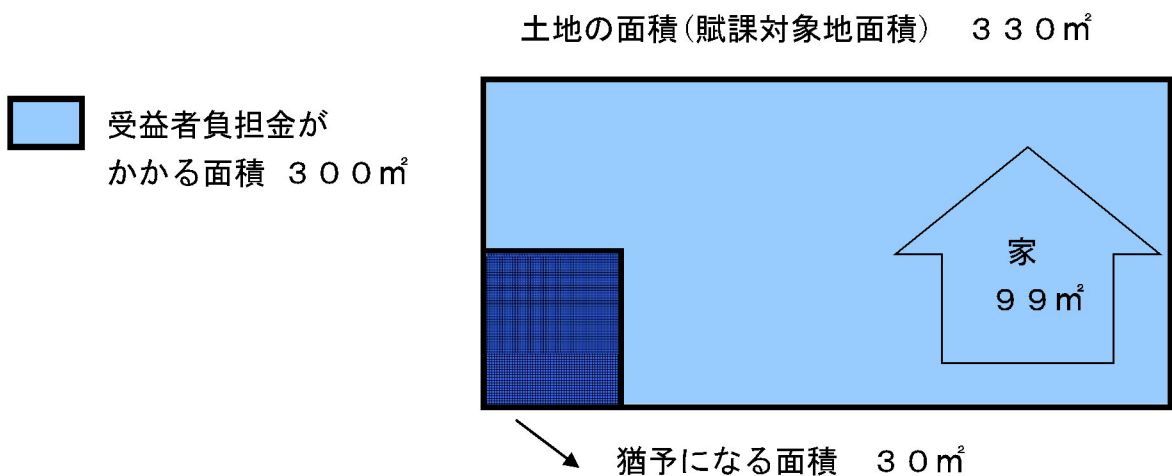
$$\text{賦課認定地面積} \quad 99\text{㎡} \times 2.5 = 247\text{㎡}$$

✚ この場合は、賦課認定地面積が基準面積の300㎡以内なので、猶予面積は次のように計算します。

賦課対象地面積	－	基準面積	=	猶予面積
330㎡	－	300㎡	=	30㎡

✚ 受益者負担金の額は、次のように計算します。

$$(330\text{㎡} - 30\text{㎡}) \times 330\text{円/㎡} \div \underline{99,000\text{円}} \quad (\text{千円未満切り捨て})$$



●土地の面積が基準面積より小さい場合

〔例 3〕 土地の面積(賦課対象地面積) 260㎡(約80坪)

✚ 受益者負担金の額は、次のように計算します。

$$260\text{㎡} \times 330\text{円/㎡} \div \underline{85,000\text{円}} \quad (\text{千円未満切り捨て})$$

負担金の納入方法と時期

受益者負担金の納入方法は、5年分割で年4回の合計20回で納めていただきます。
「納入通知書」は毎年7月上旬にお送りします。

〔例2〕の場合では、99,000円を次のように5年間で20回に分けて納入します。

全額を一括して納入することもできます。

(単位：円)

納期 \ 年度		第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
第1期	7/1～7/31	5,100	5,100	5,100	5,100	5,100
第2期	9/1～9/30	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900
第3期	12/1～12/25	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900
第4期	2/1～2月末日	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900
合 計		19,800	19,800	19,800	19,800	19,800
5年間の合計						99,000 円

受益者の変更

下水道が整備された際、空き地等の事由により、徴収の猶予をしていた土地の受益者負担金は、住宅等の新築などにより猶予の事由がなくなった場合に負担していただきます。

また、土地の売買等で、徴収猶予を受けた受益者と現在の土地の所有者が変更となる場合は、双方の話し合いにより受益者を変更することができます。

受益者を変更するには届出が必要となりますので、厚岸町役場水道課まで受益者変更届を提出してください。



指定工事店について

水洗化工事は『指定工事店』へ

水洗便所や排水設備の工事は、適切な工事の施工を確保するため、排水設備工事店として町の指定を受けた者でなければ施工することができません。

水洗化工事は指定工事店へ直接依頼をしてください。

指定工事店へ水洗化工事の施工を依頼すると、町は、その工事の内容が技術的に正しいかを確認し実地調査をし、資金の貸付や補助金の交付を行うことになります。



【 下 水 道 の 指 定 工 事 店 】

	指定工事業者名	事業所又は本社所在地等	電話番号
町内	オオタ設備	厚岸町門静1丁目342番地	0153-52-4887
	株式会社佐藤工業	厚岸町白浜1丁目172番地	0153-52-2406
	太平洋設備株式会社	厚岸町港町4丁目98番地	0153-52-3563
	たけだ工務店株式会社	厚岸町太田3の通り34番地11	0153-52-7600
	田崎土建株式会社	厚岸町門静2丁目8番地	0153-52-3422
	株式会社宮原組	厚岸町真栄2丁目256番地	0153-52-6654
町外	赤石建設株式会社	浜中町浜中桜北19番地	0153-64-2231
	大倉工業株式会社	釧路市光陽町6番6号	0154-24-5176
	株式会社共立	釧路市松浦町11番3号	0154-22-0808
	榊設備工業株式会社	釧路市貝塚2丁目6番25号	0154-43-1289
	総合設備株式会社	釧路市入江町7番27号	0154-25-3116
	第一水道工業株式会社	釧路市入江町8番5号	0154-23-3414
	大同工業株式会社	釧路市鳥取大通3丁目21番27号	0154-52-2291
	株式会社トラストワークス	釧路市桜ヶ岡7丁目11番16号	0154-92-3600
	株式会社中山工業	釧路市昭和中央1丁目18番2号	0154-53-3506
	株式会社丸八富士総合設備	釧路市鳥取北10丁目11番10号	0154-52-2511

(令和8年6月、五十音順)

便所の水洗化と排水設備について

水洗化工事について

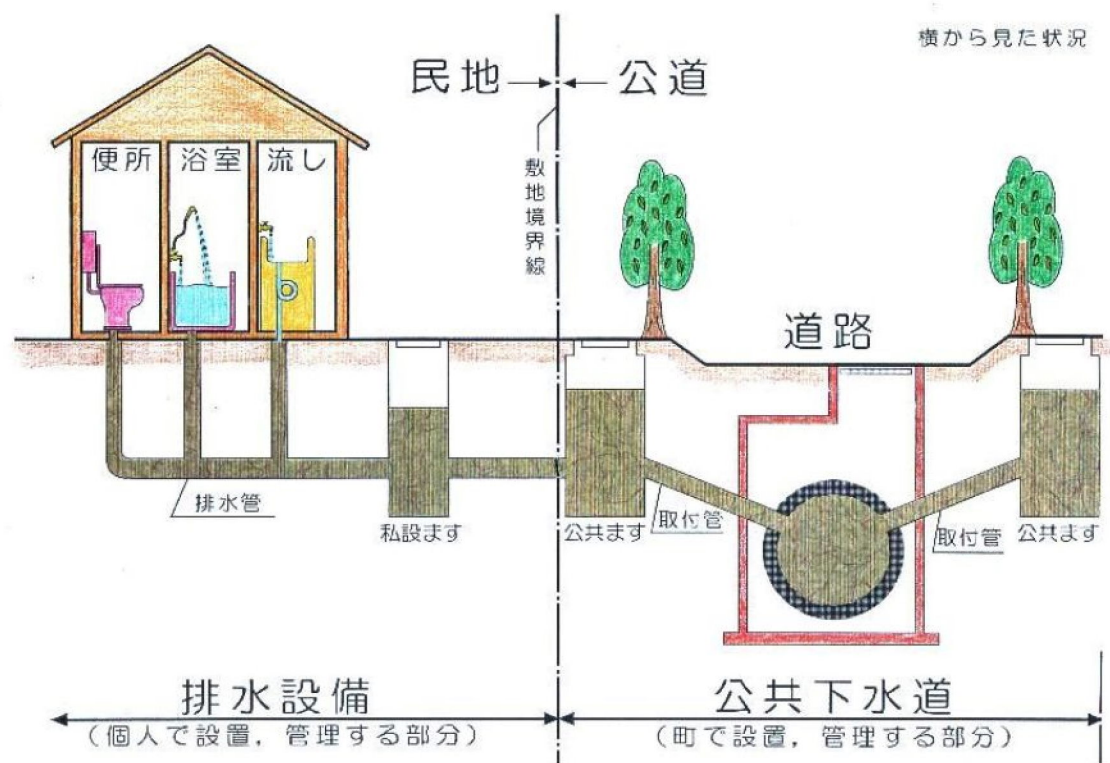
下水道の工事は、町で行う部分と皆さんが行う部分があります。

町で行う部分は、各家庭や工場から出る污水を集める公共^{ます}枿やそれを終末処理場へ導く下水道管等です。

皆さんが行う部分は、自分の家から出る污水を町で設置した公共^{ます}枿へ接続するまでの排水管や枿などの排水設備と便所の水洗化等です。

管理する部分については、それぞれ下の図のとおりです。

町で設置する公共^{ます}枿は、原則として宅地に1個、公共用地内に設置します。設置の際は、工事の都度、設置位置等を確認して進めます。



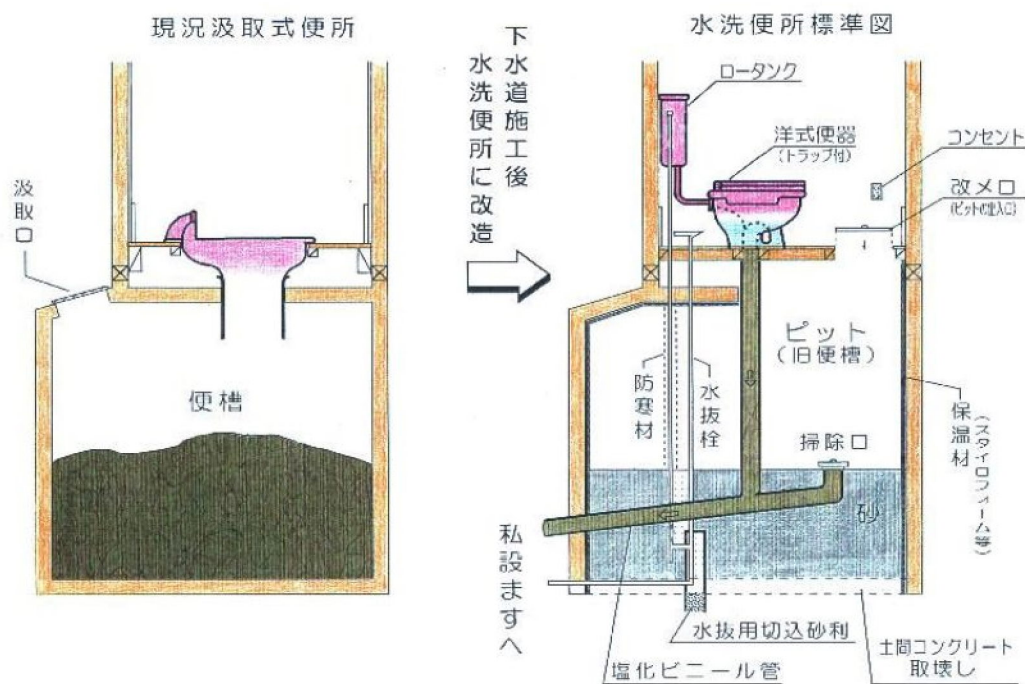
水洗化工事の手順

最初に、便槽から公共^{ます}枳までの排水管を敷設します。

次に便槽のし尿をくみ取り、消毒して一部を取り壊し土砂で埋めます。同時に屋内を改造し便器を取り付け、給水管を取り付けて污水管に接続します。

工事の日数は、2～3日で完成します。

※工事中便所を使用できないのは、1日程度です。



排水設備の設置時期について

町の工事が終了すると、供用開始の告示と併せて、下水道が使用できるようになった区域「処理区域」を皆さんにお知らせします。

処理区域内の皆さんは、供用開始の日から1年以内に排水設備を設置することと、3年以内に水洗便所に改造することが、法律と条例で義務づけられています。

また、家を新築及び改築する場合においても、法律（建築基準法第31条第1項）で義務づけられています。

水洗化等改造工事補助金について

水洗化等改造工事補助金交付制度

町では、供用開始の告示後、次の期間内に自己資金で改造工事をした方に補助金を交付します。補助金の額は次の表のとおりです。

種別	排水設備改造工事	水洗化改造工事		排水・水洗化改造工事を同時に施工する場合		浄化槽廃止工事
	1戸	1基	2基	1基	2基	排水+撤去
1年目	60,000円	77,000円	154,000円	137,000円	214,000円	95,000円
2年目	無し	62,000円	124,000円	122,000円	184,000円	88,000円
3年目	無し	46,000円	92,000円	106,000円	152,000円	81,000円

排水設備改造工事又は浄化槽廃止工事に係る屋外排水管の長さが17メートルを超える場合、17メートルを超えた配管距離1メートルごとに3,600円を上記の額に加算します（水洗化改造工事のみは除く）。

- ◆ 「供用開始の告示」とは、下水道の使用が可能となったことを、町でお知らせすることをいいます。
- ◆ 便所1基とは、大便器1個と小便器1個、又は大小兼用便器1個をいいます。
- ◆ 水洗化改造工事の補助金は、1戸につき2基までとします。
- ◆ 生活扶助世帯及びこれに準ずる世帯の方が改造工事を行う場合は、予算の範囲内で補助金を交付します。（ただし、持ち家に限ります。）

補助金を受けることができる方

補助金を受けることができるのは、自己資金で工事をし、次の要件を満たしている方です。

- ✓ 供用開始の日から、3年以内に排水設備改造工事を完成させること
- ✓ 町税、公共下水道受益者負担金及び水道料金等の公納金を滞納していないこと



水洗化等改造工事資金貸付について

水洗化等改造工事資金貸付制度

町では、既設の便所を水洗便所に改造する方に、無利子で資金をお貸しします。

資金の貸付は、町が対象工事、貸付対象者及び連帯保証人の要件等を審査のうえ決定し、指定した取扱金融機関を通して行います。

資金貸付金の限度額等は、次の表のとおりです。

種別	排水設備 改造工事	水洗化改造工事		排水・水洗化改造工事を 同時に施工する場合		浄化槽 廃止工事
	1戸	1基	2基	1基	2基	排水+撤去
貸付 限度額	492,000 円以内	372,000 円以内	744,000 円以内	864,000 円以内	1,236,000 円以内	660,000 円以内
償還回数	72月以内					
償還方法	元金均等による月賦償還					

※便所1基とは、大便器1個と小便器1個、又は大小兼用便器1個をいいます。

※国及び公共団体が所有する住宅や各種法人、団体等が所有する住宅は貸付対象外となります。

※連帯保証人に代わり取扱金融機関の信用保証制度を利用することもできます。信用保証制度を利用される場合は、取扱金融機関の審査も必要となります。

貸付を受けるときの要件

- ✓ 町税、公共下水道受益者負担金及び水道料金等の公納金を滞納していないこと
- ✓ 貸付を受けた資金の償還について、支払い能力を有すること
- ✓ 連帯保証人があること、又は取扱金融機関の信用保証制度を利用できること

連帯保証人(1人以上)の要件

- ✓ 町内に引き続き1年以上居住している者、又は町長が特に適切と認めた者若しくは法人
- ✓ 町税、公共下水道受益者負担金及び水道料金等の公納金を滞納していないこと
- ✓ 未成年者、成年被後見人、被保佐人でない者及び破産の宣告を受けていない者
- ✓ 独立の生計を営む者で貸付金の償還能力があると認められる者



下水道使用料について

下水道使用料

工事が終わって下水道を使用するようになると、流した汚水の量に応じて使用者が下水道使用料を納めることになります。

下水道使用料は終末処理場の運転、下水道管の清掃や補修など下水道施設の管理維持費用の一部にあてられます。

下水道使用料の算定は、水道水を使用している場合は水道の使用水量により、また、地下水などを使用している場合は、その用途などを調査のうえ認定し算定します。

【 下水道料金表 】

用途	基本料金 (1月につき)		超過料金 (1 m ³ につき)
	使用水量	金額	
一般用	4 m ³ まで	770円	—
	5 m ³ から 8 m ³ まで	1,540円	—
	9 m ³ 以上	1,540円	198円
浴場営業用		33円	

※この料金表は、10%の消費税を含んでいます。

【下水道使用料早見表】

水量m ³	下水道使用料	税込使用料
1	700	770
2	700	770
3	700	770
4	700	770
5	1,400	1,540
6	1,400	1,540
7	1,400	1,540
8	1,400	1,540
9	1,580	1,730
10	1,760	1,930

▽

15	2,660	2,920
----	-------	-------

▽

水量m ³	下水道使用料	税込使用料
20	3,560	3,910

▽

25	4,460	4,900
----	-------	-------

▽

30	5,360	5,890
----	-------	-------

▽

35	6,260	6,880
----	-------	-------

▽

40	7,160	7,870
----	-------	-------

▽

45	8,060	8,860
----	-------	-------

水道料金と下水道使用料

家事用で1ヶ月15m³の水を使用した場合の、水道料金と下水道使用料の合計は、次のようになります。（水道メーター口径13mmと20mmの場合）

水道料金	4,480円（消費税相当額を含む）
下水道使用料金	2,920円（消費税相当額を含む）
	7,400円（消費税相当額を含む）

下水道使用料の納入方法

下水道使用料は、次の場所又はスマートフォンアプリで納めてください。

- ✚ 厚岸町役場／湖南地区出張所
- ✚ 大地みらい信用金庫
- ✚ 道内のゆうちょ銀行又は郵便局
- ✚ 厚岸漁業協同組合
- ✚ 釧路太田農業協同組合
- ✚ 浜中町農業協同組合
- ✚ コンビニエンスストア（全国各店）

- ★ 便利な口座振替は、次の金融機関で ★
- 大地みらい信用金庫
 - 厚岸漁業協同組合
 - ゆうちょ銀行
 - 釧路太田農業協同組合／浜中町農業協同組合
- 水道料金を口座振替している方も、金融機関等で新たに、下水道使用料の口座振替申込が必要です。

- セブン-イレブン／セイコーマート／ローソン／ファミリーマート／タイエー
ハマナスクラブ／ハセガワストア／MMK設置店／デイリーヤマザキ
ヤマザキスペシャルパートナーショップ／ポプラ／生活彩家
ニューヤマザキデイリーストア／くらしハウス／スリーエイト／ミニストップ
- ✚ スマートフォンアプリ
- PayPay／PayB／d払い／楽天ペイ／auPAY
AEON Pay／楽天銀行アプリ／ファミペイ

※スマートフォンアプリで納付した場合、領収印が押印されていないので受領証としては使用できません。また、お手元に領収印がない納付書が残りますので、二重納付にお気をつけください。

下水道使用料の減免

公益上、その他の事情（地震、火災などの被害を受けた場合など）があると認められたとき、減免の対象になります。

生活保護法（昭和25年法律144号）により保護を受けている方、又はこれに準ずる方は使用料の基本料金が1/2に軽減されます。

減免を受けるには、いずれも申請が必要です。

お知らせとお願い

● 工事や事業場の排水

町では、1日当たり排水量が50m³以上の工場や事業場の排水は公共下水道で受け入れないこととしておりますが、50m³未満の工場や事業場（特定事業場で条例により排除しなくてはならないこととされているものを除く）の排水は公共下水道で受け入れます。

ただし、50m³未満の場合でも、下水道施設を損傷したり、機能を阻害するおそれのあるとき、又は著しく水質、水量の変動があったときは除害施設の設置などが必要になる場合があります。

➤ 【特定事業場】とは

人の健康を害するおそれのあるもの、または生活環境に対して害をもたらすおそれのあるものを含んだ水を排出する施設で、水質汚濁防止法施行令により定められたものを『特定施設』といい、この『特定施設』を設置している工場や事業場を『特定事業場』といいます。

➤ 【除害施設】とは

水質基準を守るために特定事業場から排出される水を基準以下の水質にする施設をいいます。『除害施設』を設置する場合には事前に届け出が必要になります。

● 下水の水質管理

下水道へは、どんなものでも流せるわけではありません。例えば、強い酸性の水を流すと下水道管が腐食しますし、有害物質を含む排水や高濃度の排水を流すと下水処理場の微生物の働きが低下し、処理機能に影響を及ぼします。

下水道に流す排水には下水道法及び厚岸町公共下水道条例により水質基準設定され、規制されています。



下水道ポンプに絡んだ紙おむつ

下水道へ流してはいけないもの

- (1) 台所：油類、調理くず、食べ残しなど
- (2) トイレ：水に溶けないもの（生理用品、紙おむつ、ウェットティッシュなど）
- (3) 風呂・洗面所：髪の毛、布くず、糸くずなど

● 合成洗剤について

合成洗剤に含まれている合成界面活性剤（合成洗剤の主剤）は、污水处理施設の正常な処理を阻害し、浄化機能を低下させます。

污水处理施設の機能を低下させないためには、合成洗剤を使わないことが最良です。

● ディスポーザーについて

ディスポーザーとは、魚や野菜くずなどの生ごみを碎いて水と一緒に排水する機械のことを言います。

ディスポーザーには大きく分けて二つの種類があります。

「直接投入型ディスポーザー」は「単体ディスポーザー」とも呼ばれ、破碎くずまじりの排水をそのまま下水道に流すタイプのものです。

「ディスポーザー排水処理システム」はディスポーザー排水を処理槽などで処理してから下水道に流すものです。

「直接投入型ディスポーザー」は、下水道施設や環境に対し大きな影響を及ぼす恐れがあるため使用しないようお願いしています。

● 工事費について

既設の便所を水洗便所に改造し、排水設備を設ける場合の工事費は、その家の構造や改造の方法により異なります。

工事の種類は、目安として次のとおりですが、詳細については指定工事店にお問い合わせください。

①排水設備工事 約35万円

- ・屋外の配水管

②水洗化改造工事 約37万円

- ・水洗便器工事（標準便器の取り付けなど）
- ・便所改造工事（床、壁等の改造、断熱材など）
- ・給水設備工事（給水管、水抜栓など）

③排水設備改造工事と水洗化改造工事の同時施工 約72万円



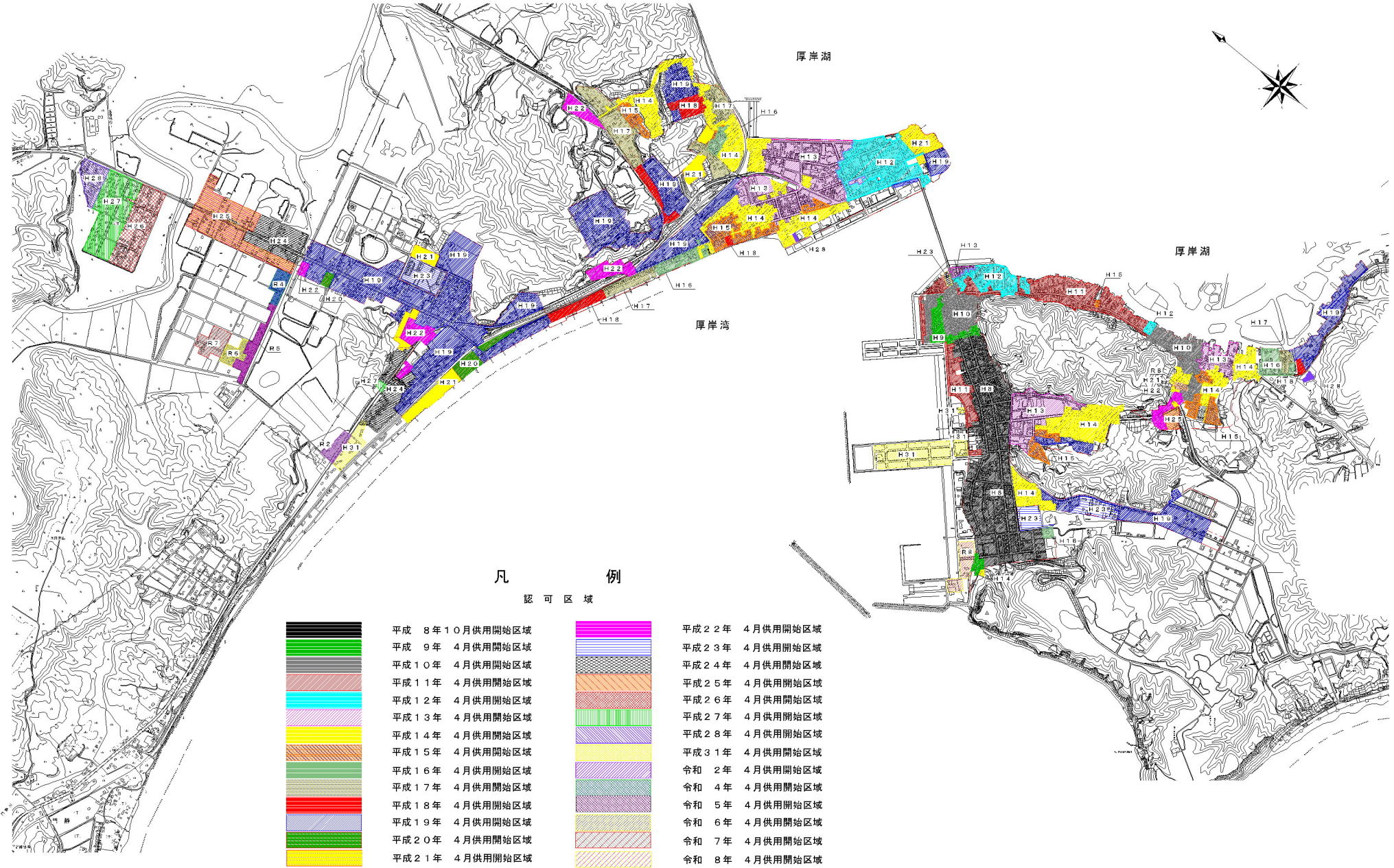
● さいごに



下水道工事の実施にあたっては細心の注意を払って進めておりますが、工事期間中は一時的に騒音、振動や交通事情が不便になるなどご迷惑をおかけすることもあります。厚岸町の海や川を汚濁から守り、より清潔で快適な住み良いまちにするため、公共下水道事業に対する皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

公共下水道供用開始区域図

令和 8 年 4 月現在



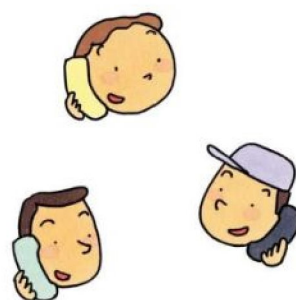
厚岸町役場水道課

〒088-1192

厚岸郡厚岸町真栄3丁目1番地

TEL (0153) 52-3131

HP <http://www.akkeshi-town.jp/kurashi/sumai/suido/>



《お問い合わせ先》

- 受益者負担金、下水道使用料については・・・業務係／内線178～181
- 排水設備などについては・・・・・・・・・・下水道施設係／内線172・173